

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第20条の規定に基づき、県内に勤務地を有する教育職員の免許状の有効期間の更新等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許状更新講習 免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。
- (2) 免許状更新講習修了等証明書 免許法第7条第4項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書をいう。
- (3) 学校 学校教育法(昭和22年法律第36号)第1条に定める学校(大学及び高等専門学校を除く。)をいう。
- (4) 教育職員 免許法第2条第1項に定める教育職員をいう。
- (5) 修了確認期限 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。)附則第2条第3項に規定する修了確認期限をいう。
- (6) 旧免許状所持者 平成19年改正法附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。

(有効期間の更新の申請)

第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状(以下「免許状」という。)の有効期間の更新を受けようとする者は、申請書に様式第1号による次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会(以下「免許管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習修了等証明書
- (2) 免許状を有することを証する書類
- (3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書又は免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。)第61条の4各号のいずれかに該当する者が免許法第9条の2第1項の規定による免許状の有効期間の更新を受けようとする場合にあっては、様式第2号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習を受ける必要のない者であることを証する書類
- (2) 第6条に規定する表彰等を受けた者にあっては、その表彰状等の写し
- (3) 免許状を有することを証する書類
- (4) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受ける必要のない教育委員会の職員)

第4条 省令第61条の4第2号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。)附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、鳥取県又は県内の市町村(以下「県市町村」という。)が設置する学校の教育職員として任命された者で、次に掲げるものとする。

- (1) 県市町村の教育委員会(以下「県市町村教育委員会」という。)の教育長、教育次長、県市町村教育委

員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、鳥取県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

（免許状更新講習を受ける必要のない教育の職）

第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、国、鳥取県、県内の市町村、国立大学法人（以下「国等」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、免許状更新講習を受講する必要があるものとして県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

（表彰等）

第6条 施行規則第61条の4第5号及び平成20年改正省令附則第10条第1項5号の免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げる表彰等であって、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限の日前10年以内に行われたものとする。

(1) 文部科学大臣表彰のうち個人に対する表彰であって学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関するものとして県教育長が認めるもの

(2) 鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰のうち個人に対する表彰であって学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関するものとして県教育長が認めるもの

(3) 前2号に掲げる表彰に準ずるものとして県教育長が別に定めるもの

（有効期間の延長の申請）

第7条 免許法第9条の2第5項の規定による免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 有効期間の延長の事由を証する書類

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

（免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員）

第8条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で、次に掲げるものとする。

(1) 県市町村教育委員会の教育長、教育次長、県市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、鳥取県教育委員会教育長が別に定める者

（免許状更新講習を受講することができる教育の職）

第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、国等の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、免許状更新講習を受講することが適当であるものとし県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

（更新講習修了確認を受けなければならない教育委員会の職員）

第10条 平成20年改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県市町村が設置する学校の教育職員と

して採用された者で、次に掲げるものとする。

(1) 縣市町村教育委員会の教育長、教育次長、縣市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、縣市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、県教育長が別に定める者

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 縣市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で縣市町村教育委員会の要請に応じ、鳥取県、県内の市町村又は国立大学法人(以下「縣市町村等」という。)の職員となるため縣市町村を退職し、引き続き当該縣市町村等の職員として在職している者であつて、免許状更新講習を受講することが必要なものとして県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

(更新講習修了確認の申請)

第12条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による免許状更新講習の課程を修了したことについての確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けようとする者は、様式第4号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習修了等証明書

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認の申請)

第13条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者で、免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認を受けようとするものは、様式第5号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習修了等証明書

(2) 免許状を所持することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(更新講習修了確認期限の延期の申請)

第14条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者は、様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 延期事由があることを証する書類

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請)

第15条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定を受けようとする者は、様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習を受ける必要がないことを証する書類

(2) 第6条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(3) 免許状を有することを証する書類

(4) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄

本

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日 年 月 日	
勤務(予定)校・機関		職名	
現住所	(電話)	本籍地	

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応す

る講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入（複数に 印を記載するもとも可能）。

様式第2号（第3条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除者用）

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印	生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名
現住所	(電話) 本籍地

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

記

1 免除事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名) 印

様式第3号(第7条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間の延長申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印	生年月日 年 月 日	
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定に基づき、下記2の免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間： 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 (証明者名) 印

様式第4号(第12条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

更新講習修了確認申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 氏名 勤務(予定)校・機関 現住所) 印	生年月日 年 月 日	職名	本籍地
--	--------	---------------	----	-----

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入（複数に 印を記載するもとも可能）。

様式第5号（第13号関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律

第98号) 附則第2条第3項第3号の確認申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)		生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職名					
現住所	(電話)	本籍地				

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修年月日)
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		

様式第6号(第14条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

修了確認期限延期申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)		生年月日	年	月	日
------------------	---	--	------	---	---	---

勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、
 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由:

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限: 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 (証明者名) 印

様式第7号(第15条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

免許状更新講習免除申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ))	
氏名	印	生年月日 年 月 日
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 延期事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日 (証明者名) 印